

議案第 6 2 号

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 1 1 月 1 9 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区行政財産使用料条例の一部を改正する条例

杉並区行政財産使用料条例（昭和 5 0 年杉並区条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2（ 1 ）中

「	第 3 講座室	”	3 4 . 9	7 0 0 円	を
	多目的室	”	3 2 6 . 5	7 , 5 0 0 円	
」					
「	多目的室	”	3 2 6 . 5	7 , 5 0 0 円	に
」					

改める。

附 則

この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

高齢者活動支援センターの第 3 講座室の目的外使用を廃止する必要がある。